

令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 県は、県内の介護施設・介護事業所に従事する職員の安定的な確保を図るため、青森県介護事業所内保育施設運営事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、介護事業者が保育施設を運営する事業に要する経費について、令和 8 年度予算の範囲内において、当該事業者に対し、青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 4 5 年 3 月青森県規則第 1 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第 2 に定める介護事業者（以下「補助事業者」という。）が実施する介護事業所内保育施設運営事業とする。

ただし、他の補助金等を受けている場合は、当該補助事業の対象とならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次により算出するものとする。

- (1) 別表第 1 欄に定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 別表第 2 欄に定める補助基準額の合計を算出する。
- (3) (1) により選定された額と (2) により算出した額とを比較して少ない方の額に、3 分の 2 を乗じて得た額（ただし、算出された額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内の額を補助金の額とする。

(申請書等)

第 4 規則第 3 条第 1 項の申請書は、令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金所要額調書(第2号様式)
 - (2) 令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業実施計画書(第3号様式)
 - (3) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
 - (4) その他参考となる資料
- 3 この補助金の交付の申請は、第1号様式を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(補助目的の範囲内で行う軽微な変更を除く。)する場合において、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、その旨を速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)においては、令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告すること。また、知事の定めるところにより、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助事業の内容の変更)

第7 第5第1号による変更の承認の申請は、令和8年度青森県介護事業所内

保育施設運営事業変更承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付方法）

第 8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第 9 補助金の請求は、補助事業の完了後、速やかに令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金請求書（第 6 号様式）を提出して行うものとする。

（実績報告）

第 10 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 20 日を経過した日又は令和 9 年 4 月 7 日のいずれか早い期日までに、令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業完了（廃止）実績報告書（第 7 号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金精算額調書（第 8 号様式）
- （2）令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業実施報告書（第 9 号様式）
- （3）保育従事者等の職員の出勤簿の写し及び給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し
- （4）当該事業に関する歳入歳出決算（見込）書抄本
- （5）その他参考となる資料

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 補助対象経費	2 補助基準額
介護事業所内保育施設運営事業の実施に必要な次に掲げる経費	1 基本分 職員1人当たり月額 180,800円
1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） ※ 退職金及び退職給与引当金繰入額を除く。	※ 補助対象となる職員のうち2分の1以上は保育士であること。
2 委託費（第1欄の1に該当するものに限る。）	2 加算分 （1）24時間保育 施設1か所当たり日額 23,410円 （2）病児等保育 施設1か所当たり月額 187,560円

第1号様式（第4関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 法人名
代表者

令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付申請書

令和8年度において実施する介護事業所内保育施設運営事業について、令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第3条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請額 金 _____ 円

（添付書類）

- 1 令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金所要額調書（第2号様式）
- 2 令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業実施計画書（第3号様式）
- 3 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
- 4 その他参考となる資料

第2号様式（第4関係）

令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金所要額調書

事業者名 _____

区分	総事業費 ①	寄附金その他の収入予定額 ②	差引額 ③ (①－②)	対象経費の支出予定額 ④	補助基準額 ⑤	補助基本額 ⑥	補助所要額 ⑦ (⑥*2/3)
	円	円	円	円	円	円	円
基本分							
加算分							
合計							

(注)

- ⑤欄には、交付要綱別表第2欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額に2／3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

第3号様式（第4関係）

令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業実施計画書

1 施設

介護事業所の名称 (保育施設の名称)	()
介護事業所の所在地 (保育施設の所在地)	〒 ー ()
保育施設の定員 (うち地域枠の定員)	人 (人)
保育施設の開設（予定）年月日	年 月 日
保育従事者数 (うち保育士数)	人 (人)
その他の保育施設の職員数	人

(注)

- 1 保育施設に配置する職員の名簿を作成し添付すること。
- 2 保育士として登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録をいう。）を受けた者については、保育士証の写しを添付すること。

2 基本分

事業実施月	利用予定児童数				配置職員数	対象経費の 支出予定額	補助基準額
	0歳児 ①	1・2歳児 ②	3歳児 ③	4歳以上児 ④			
	人	人	人	人	人	円	円
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

(注)

- ①、②、③及び④欄には、事業実施月初日の在籍児童数を記入すること。
- ⑤欄には、補助対象となる保育従事者の人数を記入すること。

3 加算分

(1) 24時間保育

事業実施月	事業実施予定日数 ①	利用予定児童数 ②	配置職員数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	補助基準額 ⑤
	日	人	人	円	円
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

(注)

- ①欄は、各月における事業を実施する日数を記入すること。
- ③欄には、補助対象となる保育従事者の人数を記入すること。

(2) 病児等保育

事業実施月	事業実施予定日数 ①	利用予定児童数 ②	配置職員数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	補助基準額 ⑤
	日	人	人	円	円
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

(注)

- ①欄は、各月における事業を実施する日数を記入すること。
- ③欄には、補助対象となる保育従事者の人数を記入すること。

第4号様式（第5関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 法人名
代表者

令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青高保第 号により交付決定の通知を受けた青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金について、令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第5第5号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 青森県補助金等の交付に関する規則第13条の規定による確定額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

- ・ 補助事業実施期間分に係る消費税及び地方消費税の確定申告書写し
- ・ その他、上記に係る仕入控除税額の精算内訳等

第5号様式（第7関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 法人名
代表者

令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業について、下記のとおり変更したいので、令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）添付書類は、交付申請手続きに準じること。

なお、事業内容については、変更箇所の下線を引くとともに、事業費の積算内訳については、変更部分を上下2段書きとし、変更前の額を上段に括弧書きし、変更後の額を下段に記載すること。

第 6 号様式（第 9 関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 法人名
代表者

令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金請求書

金 _____ 円

ただし、標記補助金として上記の金額を請求します。

金融機関名 及び支店名		1 普通預金 2 当座預金 3 ()
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第7号様式（第10関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 法人名
代表者

令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第12条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額 金 _____ 円

（添付書類）

- 1 令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金精算額調書（第8号様式）
- 2 令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業実施報告書（第9号様式）
- 3 保育従事者等の職員の出勤簿の写し及び給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し
- 4 当該事業に関する歳入歳出決算（見込）書抄本
- 5 その他参考となる資料

第 8 号様式（第 1 0 関係）

令和 8 年度青森県介護事業所内保育施設運営事業費補助金精算額調書

補助事業者名 _____

区分	総事業費 ①	寄附金 その他の 収入額 ②	差引額 ③ (①－②)	対象経費の 実支出額 ④	補助 基準額 ⑤	補助 基本額 ⑦	補助 所要額 ⑧ (⑦*2/3)
	円	円	円	円	円	円	円
基本分							
加算分							
合計							

(注)

- ⑤欄には、交付要綱別表第 2 欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に 2 / 3 を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

第9号様式（第10関係）

令和8年度青森県介護事業所内保育施設運営事業実施報告書

1 施設

介護事業所の名称 (保育施設の名称)	()
介護事業所の所在地 (保育施設の所在地)	〒 ー ()
保育施設の定員 (うち地域枠の定員)	人 (人)
保育施設の開設年月日	年 月 日
保育従事者数 (うち保育士数)	人 (人)
その他の保育施設の職員数	人

(注)

- 1 保育施設に配置する職員の名簿を作成し添付すること。
- 2 保育士として登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録をいう。）を受けた者については、保育士証の写しを添付すること。

2 基本分

事業実施月	利用児童数				配置職員数	対象経費の 実支出額	補助基準額
	0歳児 ①	1・2歳児 ②	3歳児 ③	4歳以上児 ④			
	人	人	人	人	人	円	円
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

(注)

- ①、②、③及び④欄には、事業実施月初日の在籍児童数を記入すること。
- ⑤欄には、補助対象となる保育従事者の人数を記入すること。

3 加算分

(1) 24時間保育

事業実施月	事業実施日数 ①	利用児童数 ②	配置職員数 ③	対象経費の 実支出額 ④	補助基準額 ⑤
	日	人	人	円	円
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

(注)

- ①欄は、各月における事業を実施する日数を記入すること。
- ③欄には、補助対象となる保育従事者の人数を記入すること。

(2) 病児等保育

事業実施月	事業実施日数 ①	利用児童数 ②	配置職員数 ③	対象経費の 実支出額 ④	補助基準額 ⑤
	日	人	人	円	円
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

(注)

- ①欄は、各月における事業を実施する日数を記入すること。
- ③欄には、補助対象となる保育従事者の人数を記入すること。